

地方公共団体による新規性等のあるサービス に係る随意契約要件の緩和

(平成27年12月16日 地方自治法施行令第167条の2第1項第4号、
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第4号)

特例措置前

○地方公共団体が随意契約できるものは、新規性等のある「物品」に限定。

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号) 抄
(随意契約)

第167条の2 地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

四 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、普通地方公共団体の規則で定める手続により、買い入れる契約をするとき。

地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号) 抄
(随意契約)

第21条の14 随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

四 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより管理者の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、管理規程で定める手続により、買い入れる契約をするとき。

ニーズ

○創業期の企業を支援するため、地方公共団体が締結する契約については、新規性等のある物品に加え、役務に対しても、当該役務の新規性等を確認する措置を担保した上で、随意契約によることを可能としてほしい。

特例措置

○物品に加え、新規性のある役務(サービス)に対しても、当該役務の新規性等を確認する措置を担保した上で、随意契約によることを可能とする。

効果

○創業期に行政からの受注実績を上げ、信用度を高めることで、販路拡大や成長を促進。